

組合ニュース

発行：2014年2月27日

大分大学教職員組合

TEL・FAX：097-554-7998

E-Mail:oitauu@fat.coara.or.jp

説明会報告

法定福利費余剰分返還の約束について 岩切理事「最初から返還する想定はしていない」

約束通り法定福利費 余剰分の返還を！！

この間の給与削減にともなう法定福利費余剰分の返還に関する法人説明会（返還しないという説明）が、2月17日に且野原地区で、19日に挾間地区で行われました。

■ 約束はしていないと言い出した法人

既報の通り（1月16日発行「組合ニュース」第15号）、2012年4月24日の説明会等で法人は法定福利費の余剰分を教職員に返還すると約束していたにもかかわらず、今になって約束はしていないと言い出し、2013年度分については未だに返還が実施されていないことから、組合から説明会の開催を要求していたものです。

法人からの説明内容には、キャンパス間で重要な違いもあります。

■ 学長不在の言い訳

両キャンパスとも全体的な説明は岩切理事が行い、その冒頭で「担当理事が説明を行うのが適切と、学長との調整がついた」ので自分が説明するという、学長不在の言い訳から始まります。

実は、教職員の賃金に関する重要な事柄なので、経営の最高責任者である学長の説明会への出席を組合委員長が直接面会して申し入れています（2月3日、岩切理事同席）。そのとき北野学長から即座に返ってきた答は「私は出席しません」でした。理由は、昨年3月11日の給与削減に関する学長説明会で参加者から非難されたことでPTSD

（心的外傷後ストレス障害）といわれるような気持ちになっているからだそうです。この説明会とは5分間学長が原稿を棒読みしたのみで、質問は一切受け付けず、参加者の非難の中を岩切理事と逃げるように会場を後にしたものです。職務にともなう責任に安易に背を向ける人に学長の資質があるのか疑うに足ります。したがって、「学長との調整がついた」などとはよく言えたものだ、ということになります。

■ 津田部長がした返還の約束

岩切理事の説明内容は、今年度は法定福利費の余剰分を人件費分の予算に組み込んでいないので返還するつもりはないというものです。法人は2012年4月24日の説明会で、津田総務部長が余剰分については皆さんにお返しします、と約束をしています。また、当時のQ&Aには、法定福利費の「余剰部分については、国からの要請額を踏まえた上で検討します。なお、他の運営経費に回すことは考えておりません」と書かれています。2年間の削減期間のうち、各年度によって異なる対応をするとはまったく説明されていないのです。

先ほど両キャンパスでの説明会には違いがあると言いましたが、且野原では津田部長が出席しており、挾間では欠席しているという相違があります。且野原では当然ながら津田氏の約束に質問が集中し、彼は予算が単年度単位であるので返還約束は初年度限りのつもりだった、と後付けの理屈

で乗り切ろうとしました。給与削減という不利益変更ですからとりわけ丁寧な説明が必要とされているのに、「1年限りと職員に説明も明言もしていないが」「私としては1年のつもりだった」という、他人にはうかがい知れない自分の気持ちを「根拠」として主張しているのです。

■「他の運営費に使った」

また、岩切理事は今年度の余剰金（約9千万円）は人件費の不足分に当てたので、他に回していないと開き直りました。これは先ほどのQ&A「他の運営費に回すことは考えておりません」を意識したのですが、「人件費は他の運営費ではない」と勝手に解釈を変更しています。「他の運営費に回さない」とは、「教職員への返還にのみ使う」というのが誰でも考える正しい解釈です。

■「返還する気持ちは一度もなかった」「約束もないはずだ」

岩切理事の珍釈明は挟間地区ではさらにエスカレートします。なぜなら、その会場には返還の約束をした当事者である津田部長が出席しておらず、彼の証言が求められないからです（おそらく意図的に欠席させたのでしょう）。岩切理事は、福利厚生費の余剰分については「当然返すという認識がなかった」ばかりか、「返還しないということで一貫している」と言い放ったのです。

ではなぜ初年度にボーナスへの上乗せという形で返還されたのか。岩切氏の頭の中では、法人評価の結果がよかったので、「法人が工夫」して、余剰分という原資を使って個人の評価に応じてボーナスに上乗せしてやった、という理屈です。約束に従ったのではなくて、経営陣の恩恵であると描きたいようです。なんと教職員思いの理事なのでしょう。

ここから岩切氏は一気に飛躍します。すなわち（返還の）約束はなかった（!）という捏造が行われるのです。なぜなら、津田部長が約束していれば、余剰分の取り扱いについての法人内部での協議の中で、津田氏が「約束があるので返還しましょう」と主張するはずである、それがなかったのが約束はないはずであるというものです。したがって、余剰分は返還しないということで一貫している、のだそうです。

■いつもの珍論理で教職員に責任転嫁

岩切氏はさらに、今度は教職員に責任を転嫁する形で約束が存在しないことを証明しようとしします。それは、教職員の皆さんは給与削減そのものに反対していたのであるから、それによって生じる余剰分の返還を合意することはあり得ない、なぜなら返還を合意することはその前提である給与削減を認めることと同じであるから、というものです。

以上二つの「根拠」は反論するのも恥ずかしくなるような粗雑なものです。紙幅の関係もあるので次号（組合ニュース19号）で詳細をお知らせします。

■配布資料もない不誠実な説明

法人の説明は、何の資料も配布せず岩切理事が原稿を読み上げる形式です。挟間では参加者から、このような法人の態度の不誠実さが追及されました。且野原でもプロジェクターを使用しての説明、質問が参加者から要請されましたが、法人は拒否しています。説明内容の詳細がやるたびごとにコロコロと変わっていることを自覚しているのでしょうか。できる限り「証拠」を残さないように、煙に巻くことを工夫しているとしか思えません。

■他大学では返還などを実施

「大分大学の論点」（2月13日発行）でもお知らせしているように、全国では、7月もしくはそれ以降からの削減開始、削減率の圧縮、手当の増額、削減期間の早期終了等の工夫をして、教職員の生活に配慮している大学はいくらでもあります。他大学ができることなのに、「社会的に説明できない」と岩切理事は言い続けて、他大学以上の負担を教職員に押しつけているのです。ちなみに、給与削減導入時に自分の役員報酬を削減幅以上にアップ（年額約117万円）させていることはご承知の通りです。

給与削減の終了時期をせめて1ヶ月早めることはできないのかという説明会参加者からの要望にも、岩切理事は氷のように冷たく回答しました。「ご要望として承っておきます」。

約束通り法定福利費余剰分を法人が返還するよう、組合は引き続き交渉を行っていきます。